

○大間町移住支援金交付要綱

令和4年4月25日訓令第9号

大間町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 大間町は、あおもり創生総合戦略及び大間町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、大間町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う移住支援金事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から大間町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(5)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 大間町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、青森県及び大間町が認める場合を除く。
- ④ その他青森県又は大間町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が下北圏域の市町村、六ヶ所村又は横浜町に本社又は事業所を有する法人等への就業であり、かつ、勤務場所が県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 関係人口に関する要件

移住前に(ア)の要件のいずれかに該当し、かつ(イ)の要件に該当すること。

(ア) 支給対象者の要件

- ①大間町の移住定住・関係人口創出に向けた事業への参加経験を有する者

②大間町地域おこし協力隊に参加経験を有する者

(イ) 地域の担い手確保の要件

① 町内の農林水産業等に就業する者

(4) 起業に関する要件

1年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式1）、移住先の就業先の就業証明書（様式2）及び本人確認書類に加え、第3（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）又は（4）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（5）の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

(ア) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票

(イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 起業に関する書類

(ア) 起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類

(ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

(4) その他町長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願(様式4。)(以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は、前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式3)により、申請者に再交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 青森県及び大間町は、あおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、定期的に就業・居住状況報告(様式5)により、あおもり移住支援事業に関する報告を求めることができる。

2 青森県及び大間町は、前条で規定する就業・居住状況報告(様式5)が期限までに提出されなかった場合又は必要があると認めるときは、あおもり移住支援事業に関する立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。

なお、青森県内での転居については返還を求めないものとするが、大間町から青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した大間町から県外に転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した大間町から県外に転出した場合

(3) 移住支援金の返還免除

① 申請

受給者は、(2)に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金

返還免除申請書（様式6）及び返還免除理由を証する書類により大間町に返還の免除を申請できるものとする。

② 免除決定等

①の申請を受理した場合、大間町は返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書（様式7）により青森県へ協議するものとする。

③ 免除決定等の通知

大間町は、②による青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式8）又は移住支援金返還不承認通知書（様式9）により当該申請者に通知するものとする。

（返還請求に係る情報共有）

第11条 大間町は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。

移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から大間町に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と大間町が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月21日大間町訓令第61号）

この要綱は、令和7年5月1日から適用する。